

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで
② 昭和38年4月から同年8月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

当時は、農業の仕事がないときには会社に勤めており、農業に従事していたときは欠かさずに国民年金を納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和35年10月28日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、当該払出簿の申立人の備考欄には「誤報告欠番」と記載があるものの、申立期間①において厚生年金保険等の加入記録が確認できないことから「誤報告欠番」とされる理由が見当たらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間を除き保険料の未納は無く、申立人が一緒に保険料を納付したとするその妻は、国民年金加入期間の保険料に未納は無い上、厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後20人の被保険者の大半は、現在も申立人と同一住所地に居住し、かつ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人と同様に世帯単位で国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことが確認できる上、オンライン記録により、全ての被保険者が昭和 36 年 4 月から保険料を納付し、49 年 3 月までの間は保険料の未納者は一人もいないことなどから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 4 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の国民年金の再加入手続の有無及び保険料の納付方法を記憶しておらず、加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の妻の申立期間②に係る記録は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に合わせた形にはなっておらず、当該期間における国民年金の切替手続が適切に行われたとは考え難く、申立期間②の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月及び同年 3 月

60 歳を過ぎて年金請求を行ったときに年金記録を確認したところ、昭和 40 年 4 月及び同年 5 月の保険料が重複納付されていることが判明し、2 か月の保険料が還付されたが、申立期間は未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和 40 年 4 月から共済組合に加入しており、母が同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付するとは考えられない。母は、昭和 38 年度の未納となっていた 2 か月分の保険料を納付したと思われることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付したとするその母は、昭和 36 年 4 月から 60 歳までの加入期間（約 17 年）に未納が無いことから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 39 年 9 月 28 日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、事実、申立期間直前の 39 年 1 月の保険料が過年度納付されていることが A 町役場（現在は、B 市役所 C 町事務所）作成の国民年金被保険者名簿により確認できることから、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から4年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日までの期間、6年8月1日から同年10月1日までの期間、8年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、3年6月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年11月及び同年12月は32万円、4年2月は32万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は41万円、6年8月及び同年9月は41万円、8年8月及び同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から9年11月26日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額又は給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を記載したメモを所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA事業所における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を記載したメモを所持しているところ、当該メモに記載されている申立期間79か月のうち50か月の厚生年金保険料控除額は、当時の健康保険厚生年金保険標準報酬・保険料月額表に記載されている厚生年金保険料（被保険者負

担分)と一致している。

また、申立人が所持する雇用保険受給資格者証の「離職時賃金日額」欄に記載されている金額1万2,541円は、申立人が所持するメモに記載されている平成9年5月から同年10月までに支給された給与総支給額から、当該メモに記載されている上記期間の健康保険料控除額、厚生年金保険料控除額及び雇用保険料控除額を差し引いた額から算出される離職時賃金日額と一致している。

さらに、申立人が所持するメモにおいて申立期間中に支給された賞与額は、千円以下の端数の無い額であるところ、申立人が氏名を記憶している元同僚は、「申立期間当時、賞与額は、千円以下の端数の無い額が支給されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が所持するメモは、申立期間当時、A事業所から交付された給与明細書等を基に記載されたものであると考えられる。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成3年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から4年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日までの期間、6年8月1日から同年10月1日までの期間、8年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の所持するメモから、3年6月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年11月及び同年12月は32万円、4年2月は32万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は41万円、6年8月及び同年9月は41万円、8年8月及び同年9月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年6月1日までの期間、同

年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、4年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から6年8月1日までの期間、同年10月1日から8年8月1日までの期間及び同年10月1日から9年11月26日までの期間については、申立人が所持するメモから、事業主から支給された報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については16万円、申立期間③のうち、12年1月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月17日から10年4月1日まで
(A社)
② 平成10年4月1日から同年8月1日まで
(B社)
③ 平成10年8月1日から12年12月30日まで
(A社)

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

私は、平成6年8月17日にB社に入社し、12年12月29日に退社したが、当時支給されていた給与総額は、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額をはるかに上回っていた。

私は入社時から退社時までの給与明細書を全て所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、申立人の申立期間①のうち、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については16万円、申立期間③のうち、12年1月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成6年8月17日から7年9月1日までの期間及び同年10月1日から10年4月1日までの期間、申立期間②、並びに申立期間③のうち、10年8月1日から12年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年12月30日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年3月1日から同年10月1日までの期間及び9年8月1日から10年2月28日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、8年3月から同年9月までは24万円、9年8月から同年9月までは24万円、同年10月から10年1月までは22万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から10年2月28日まで
年金事務所の訪問調査により、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の一部の標準報酬月額が、遡及して引き下げられていることが判明した。
平成3年12月から8年2月までの給与支給額は月額32万円程度で、同年3月以降は、社長から、給与支給額を2、3万円程度下げる旨の話があったので、月額30万円程度であったと記憶している。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間のうち、平成8年3月から同年9月までは24万円、9年8月から同年9月までは24万円、同年10月から10年1月までは22万円と当初記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日より後の同年3月9日付けで、8年3月1日に遡及してそれぞれ15万円に訂正されていることが確認できる。

また、A事業所に係る滞納処分票から、申立期間において、当該事業所は社会保険料を滞納していたことが確認できる上、申立期間当時、当該事業所において一般事務を担当していた元従業員は、「健康保険及び厚生年金保険料の支払いが滞っており、社会保険事務所の職員が保険料を集金に来ていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立期間中にA事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員9人が、申立人と同様に、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日より後の同年3月9日付けで、8年3月1日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額がいずれも、9万2,000円ないし15万円に引き下げられたことが確認できる上、上記元従業員9人のうち1人が所持する源泉徴収票から、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料とほぼ一致する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なもの認められないことから、申立人の申立期間のうち、平成8年3月1日から同年10月1日まで及び9年8月1日から10年2月28日までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、8年3月から同年9月までは24万円、9年8月から同年9月までは24万円、同年10月から10年1月までは22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

一方、申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額は、記憶する当時の給与支給額と比べて低額となっている。」と申し立てしているところ、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、5年3月から同年6月までは17万円、同年7月から6年9月までは19万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年2月5日までの期間の標準報酬月額については、6年10月は20万円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、7年1月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月4日から7年2月5日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低額で記録されていることが分かった。

申立期間のうち、平成元年12月4日から5年3月1日までの期間は、国（厚生労働省）の記録では、標準報酬月額が、14万2,000円ないし20万円 で記録されているが、私が所持する給与明細書において控除されている保険料と、記録上の標準報酬月額に見合う保険料とは、必ずしも一致しない。

また、申立期間のうち、平成5年3月1日から7年2月5日までの期間は、国（厚生労働省）の記録では、標準報酬月額が、5年3月1日に17万円から8万円へ大幅に引き下げられているが、私は、当該期間の給与明細書を所

持しており、当時、約 20 万円の給与が支給されていたことが確認できる。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成元年 12 月 4 日から 5 年 3 月 1 日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、当該期間のうち、平成 2 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、当該期間のうち、平成元年 12 月 4 日から 2 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 17 万円と記録されていたところ、同年 11 月 4 日付けで、同年 3 月 1 日に遡って随時改定が行われ、8 万円に引き下げられたことが確認できる。

また、A 社における申立期間当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、平成5年3月1日の時点で、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員35人の標準報酬月額を調査したところ、35人全員について、申立人と同様に、同年11月4日付けで同年3月1日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額は8万円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実在即したものととは考え難く、申立人について同年3月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年3月1日から同年7月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成5年7月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、上記随時改定の事務処理が行われた日と同日の5年11月4日付けで、8万円に引き下げられたことが確認できる。

また、事業主は、上記回答を行っていることに加え、オンライン記録において、上記従業員35人全員の標準報酬月額が、申立人と同様に、平成5年11月4日付けで8万円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年7月1日から6年10月1日までの標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、5年7月1日の随時改定を取り消した処理及び同年10月1日の定時決定を変更した処理は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、5年7月1日から6年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年2月5日までの期間について、申立人は、6年10月分から7年2月分までの給与明細書を所持しており、申立人に対しては、毎月16万円ないし20万円の給与が支給され、総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、6年10月は20万円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、7年1月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和37年1月1日から40年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、41年5月1日から同年8月1日までの期間、42年1月1日から同年2月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、43年2月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、37年1月から38年1月までは2万4,000円、同年2月から同年8月までは2万6,000円、同年9月は2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から同年12月までは2万8,000円、39年1月から同年2月までは3万円、同年3月から同年7月までは3万3,000円、同年8月から同年10月までは3万6,000円、同年11月は3万3,000円、同年12月から40年4月までは3万6,000円、同年6月は3万3,000円、同年7月は3万6,000円、41年5月は3万9,000円、同年6月から同年7月までは4万2,000円、42年1月及び同年9月は4万5,000円、43年2月から同年9月までは4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月5日から51年6月20日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間中の標準報酬月額が、私が所持する給料支払明細書における厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と異なっていることが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の

それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和37年1月1日から40年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、41年5月1日から同年8月1日までの期間、42年1月1日から同年2月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、43年2月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、37年1月から38年1月までは2万4,000円、同年2月から同年8月までは2万6,000円、同年9月は2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から同年12月までは2万8,000円、39年1月から同年2月までは3万円、同年3月から同年7月までは3万3,000円、同年8月から同年10月までは3万6,000円、同年11月は3万3,000円、同年12月から40年4月までは3万6,000円、同年6月は3万3,000円、同年7月は3万6,000円、41年5月は3万9,000円、同年6月から同年7月までは4万2,000円、42年1月及び同年9月は4万5,000円、43年2月から同年9月までは4万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認又は推定できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間において、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から41年5月1日までの期間、同年8月1日から42年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から43年2月1日までの期間、同年10月1日から50年10月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和32年2月5日から37年1月1日までの期間、42年3月1日から同年4月1日までの期間、50年10月1日から51年6月20日までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、このほかに当該期間の厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和58年7月11日、資格喪失日に係る記録を59年2月11日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月11日から59年2月11日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A社に職種Cとして勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働契約書及び申立人の雇用保険の記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「臨時職員は厚生年金保険加入対象者になっていた。申立人は厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる職員のうちの5人はいずれも、「臨時職員も厚生年金保険の加入対象者になっていた。」と証言している上、事実、臨時職員であったとしている上記3人の職員は、オンライン記録から、その期間について、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間当時の同僚の記録等から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、書類が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社から平成18年冬期に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

私が所持している当時の賞与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成18年冬期賞与に係る給与支給明細書及びA社が保管する申立人に係る平成18年賃金台帳において、申立人の平成18年冬期賞与(支給日12月22日)から標準賞与額150万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から48年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金制度発足当初から二人の兄は、親の手續により加入し、私が20歳になった昭和40年*月に親が「国民年金の加入手續をした。」と言っていた。

私たち兄弟3人は、父の経営するA社で働いており、国民年金の保険料は親が納めてくれていた。申立期間の昭和40年6月から48年3月までの期間の保険料が兄二人は納付されており、経営者としてお金に厳しく、兄弟を平等に扱う父が私の保険料のみを納付しなかったとは考え難く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和40年*月に、国民年金の加入手續を行ったと親から聞かされていた。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年11月30日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市役所が未加入者を対象に行ったと考えられる職権適用に伴い払い出されたものであり、その払出時期は、申立人の主張する加入時期である昭和40年*月とは8年余りの差がある上、申立人は国民年金の加入手續及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその親は既に亡くなっているため、加入状況及び納付状況は不明

である。

さらに、申立人は、「国民年金の制度発足当初から親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。」とするその二人の兄の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和37年9月26日に払い出されたことが確認でき、二人とも35年10月1日を資格取得日としているものの、36年4月から37年3月までの保険料は未納となっている。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和46年4月にA県B区役所において当時同居していた友人と一緒に出向き手続を行った。申立期間の保険料は、勤め先の近くにあった金融機関において友人の保険料と一緒に納付していた。その後、47年10月にC区に転居したが、保険料は転居前と同じ金融機関において納付していた。

国民年金に加入してから保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和46年4月頃に払い出されたことが推認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年4月7日と記入されていることが確認できる上、オンライン記録及びD町役場（現在は、E市役所F市民センター）作成の国民年金被保険者名簿の検認記録により、同手帳記号番号が払い出された同年4月から47年3月までの保険料が納付された記録は確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に同居していたとするその友人と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、その友人が所持する国民年金手帳の「昭和47年度国民年金印紙検認記録」欄により、昭和47年4月の保険料がG県H町において納付されていたことが確認できることから、申立期間の大部分

はその友人と一緒に保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、D町に転居した昭和50年8月以降について、「口座振替により保険料を納付したと思う。まとめて保険料を納付した記憶は無い。」としていることから、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付されたとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 3 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成 9 年 8 月 1 日から、期間雇用の臨時職員として A 事業所 B 事務所に勤務した。勤務期間はおおむね 5 か月間程度で、当該期間が満了すると、1 か月間休職した後、再度雇用されて 5 か月間程度勤務するという雇用形態であった。

勤務期間中は、短期間の雇用であっても厚生年金保険に加入しており、勤務していない期間は、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

申立期間についても、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録、申立人が所持する A 事業所発行の職歴証明書及び A 事業所による申立人の在籍に係る回答から、申立人は申立期間において、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、雇用保険記録から、申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる元職員のうちの一人は、「申立期間当時、自分は、A 事業所 C 事務所に臨時職員として勤務していた。当時の給与明細書と雇用通知書を所持して

いるが、給与から厚生年金保険料が控除されていない。また、平成15年5月から同年6月までの期間に係る雇用通知書において、厚生年金保険加入の有無を示す欄に、チェックが入っていない。」旨証言しているところ、オンライン記録において、当該元職員は、申立期間において、A事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できない上、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は、A事業所で厚生年金保険に加入していない期間については、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」旨主張しているところ、オンライン記録から、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 10 日頃から 37 年 3 月 15 日まで
② 昭和 38 年 7 月 10 日から同年 12 月 30 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間①及び②の間の期間において、B社に勤務していたが、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、年金事務所に記録を照会したところ、当該期間は被保険者期間であることが確認できたが、やはり申立期間①及び②は、厚生年金保険被保険者期間であることが確認できなかった。

申立期間中は、実家であるA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 39 年 1 月 6 日から 41 年 9 月 25 日までの期間、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、37 年 2 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる元従業員は、「自分が退社したときには、申立人は勤務していた。」と証言している上、36 年 8 月 1 日から 38 年 11 月 1 日までの期間、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「申立人が途中で辞めていた記憶は無い。」と証言していることから、申立人が、申立期間①及び②において、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっている上、

申立期間①及び②当時、同社で社会保険事務を担当していた申立人の姉は、「妹に係る社会保険の手続きは自分が行ったと思うが、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていない理由は分からない。」と証言しており、その他の元従業員からは、申立人の申立期間①及び②について、具体的な証言は得られなかったことから、申立期間①及び②の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

また、申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私はC職種になるため、昭和 56 年 3 月にA社が主催した研修を受けて、その後の試験に合格した。同年 4 月 1 日から、正社員として、同社B支社D支所に勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 56 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A社が保管する申立人に係る登録原簿の記録から、申立人は、同年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時における営業職員の厚生年金保険への加入について、「個々の処遇により一概には言えないが、一般的な営業職員については、入社後 4 か月を経過してから、厚生年金保険に加入させていたようである。」と回答している上、同社福利厚生室の社会保険事務担当者は、「入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間は試用期間であり、当該期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と証言している。

また、オンライン記録から、A社B支社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員 8 人のうちの 5 人は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない。」と証言している上、上記 5 人のうち、申立人がその名字を記憶している 1 人は、「入社後 3、4 か月間の研

修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも採用と同時に営業職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、A社は、「当社に残っている資料で確認する限りでは、申立人は当社に在籍していなかったと思われる。」と回答している上、申立人がその名字を記憶している上記元従業員は、「私は、昭和 56 年春頃にA社B支社D支所に入社した。申立人は私の紹介で、同年夏頃にD支所に入社した。」と証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間前の昭和 47 年 4 月 16 日から 56 年 12 月 1 日まで、国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる上、その夫のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は 54 年 5 月（日は不明）から 57 年 4 月 16 日まで、その夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

- 3 申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 29 日から同年 8 月 29 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B工場（現在は、A社C工場）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社が発行した辞令を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行した辞令から、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社C工場は、「当社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人が、昭和34年8月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できるので、申立人の申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しているところ、上記決定通知書の資格取得年月日は、オンライン記録において確認できる申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日の2か月前である昭和34年6月29日であることが確認できるところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間の前後に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員25人のうち、雇用保険被保険者資格の取得日が確認できる4人の資格取得日はいずれも、厚生年金保険被保険者資格取得日の1か月ないし2か月半前であることが確認できることから、申立期間当時、同社B工場では、必ずしも採用と同時に従業員

を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 37 年 9 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

在籍していた期間は不明だが、申立期間中に 2 回程度、A 社に勤務していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「在籍していた期間は不明だが、申立期間中に 2 回程度、A 社に勤務していた。」と申し立てているところ、A 社の元事業主は、「申立人のことは何となく覚えているが、当社に勤務したのは 1 回だけで短い期間だったと思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記元事業主は、「当時の資料が保管されていないため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 12 人のうち、所在が判明した 3 人に照会したところ、1 人から証言を得られたが、「申立人のことは知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 8 月 31 日以前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、オン

ライン記録から、上記元事業主及びその妻は、同日以前、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた。B事業所のC課に照会したところ、「申立期間中は、厚生年金保険に加入していた。」旨の回答を得たので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する「人事記録（乙）」及び申立人が所持するA事業所が交付した「人事異動通知書」から、申立人は、申立期間において、日給雇用員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所が保管する申立人に係る「職員別給与簿」から、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない上、同事業所は、「申立人と同じ職種及び同じ雇用条件の者も、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 15 年 8 月 26 日まで

年金記録確認第三者委員会から、A社に勤務していた当時の元専務に係る申立てについて、当時の状況等を照会されたことを契機に、私も同様の申立てを行った。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は 11 万円となっているが、申立期間当時は、月額 30 万円の給料をもらっていたので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における平成 15 年 1 月分から同年 8 月分までの給与支給明細書から、このうち、同年 4 月分の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を上回っていることが確認できる上、資格喪失月である同年 8 月分の厚生年金保険料も控除されていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

A社の商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であることが確認できるところ、申立人が専務であったとする取締役は、「申立人は、営業店舗の支配人として、営業及び人事管理を担当し、給与データを取りまとめていた。」と証言している上、従業員のうちの一人は、「申立人は総支配人だった。給料計算の基となるデータを作っていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、平成8年1月1日の随時改定により、それまでの30万円から11万円に引き下げられたことが確認できるところ、上記取締役は、「申立期間以前より社会保険料の滞納がかさみ、社会保険事務所（当時）の徴収担当者とA社の取締役（代表取締役の夫）との話し合いにより、標準報酬月額を引き下げる旨を届け出たものである。」と証言している上、申立人も、「専務から、『会社の売上が落ち、会社が保険料を滞納するようになり、給料を下げたことにすれば保険料が安くなるからそうする。』という話があった。」としており、当該標準報酬月額の減額について、承知していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から46年12月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時、A社B支社C営業所に勤務していたが、昭和45年12月9日から1年程度病気休職したものの、厚生年金保険被保険者期間は継続していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年2月1日から同年7月7日までの期間について、A社が保管する申立人に係る登録原簿の記録において、「登録抹消」欄に「45年7月6日」と記載されていることから、申立人が当該期間中、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社の人事総務担当者は、「営業職員（正社員）は、営業成績が下がると、厚生年金保険の加入対象者とししない職員となり、厚生年金保険被保険者資格を喪失させていた。」と証言している上、同社B支社に係る健康保

険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「営業職員は、営業成績が下がると厚生年金保険の加入対象者として取り扱われない身分となった。」と証言していることから、当時、同社では、厚生年金保険に加入している営業職員は、その営業成績が一定の基準を下回ると厚生年金保険被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

2 申立期間のうち、昭和45年7月7日から46年9月23日までの期間について、A社は、「当社が保管する申立人に係る登録原簿からは、申立人が昭和45年7月7日から46年9月23日までの期間に勤務していたことを確認することはできない。」と回答している上、同社B支社に係る被保険者原票から、昭和44年8月1日から46年12月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員39人に照会したところ、回答を得られた28人のうちの5人は、申立人と同様に同社B支社C営業所に勤務していたと回答しているものの、「申立人のことは知らない。」又は「申立人のことは知っているが、申立期間当時に勤務していたかどうか覚えていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

3 申立期間のうち、昭和46年9月23日から同年12月1日までの期間について、A社が保管する申立人に係る登録原簿において、「委任契約締結日(採用日)」欄に「46年9月23日」と記載されていることから、申立人が当該期間中、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記人事総務担当者は、「当時の営業職員は、入社後3か月を経過してから厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、上記元従業員は、「私は、昭和44年6月に営業職員としてA社B支社に入社したが、入社後3か月間の研修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、同社B支社に係る被保険者原票から、上記元従業員は、昭和44年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に営業職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

4 オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間に厚生年金保険に

加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、申立期間当時は営業職員として勤務し、給与額は月額30万円ないし50万円であったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低額となっている。」と申し立てているが、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社の元取締役は、「申立期間当時の職員は、営業職員と事務職員に分かれていて、それぞれの給与体系は、営業職員は固定給プラス歩合給、事務職員は固定給のみであった。健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する際の報酬月額は、職員と面接を行い、話し合いの上で固定給を決めてその金額を届け出た。」と証言している一方で、申立人が氏名を記憶している元同僚の二人はそれぞれ、「入社時の固定給は17万円だった。」「入社時の固定給は15万円で歩合給と合わせて18万円くらいの給与が支給されていた。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該二人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、それぞれ9万

2,000円及び11万8,000円であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員30人の標準報酬月額を確認したところ、30人全員の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が、申立人と同様の9万2,000円であることが確認できるところ、上記30人のうちの元営業職員5人はいずれも、「厚生年金保険被保険者資格取得時の総支給額は、20万円以上であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社の元取締役は、従業員の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出る際は、固定給を報酬月額として届け出た旨証言しているものの、実際は更に低額で届け出たことがうかがわれるが、申立期間において、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から35年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A工場で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和23年8月1日から50年10月2日まで、A工場（昭和41年7月1日に、B社に名称変更）に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年3月及び26年11月に出産のため休業したが、その後は、小さい子供を連れてA工場に勤務していた。」と申し立てているところ、申立人に係る雇用保険記録において、事業所名は確認できないものの、取得日が昭和30年2月20日、離職日が50年10月1日となっている記録が確認できるが、オンライン記録から、申立人はB社において、同年10月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該雇用保険記録は、B社における加入記録であることがうかがえる。

このことから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和30年2月20日から35年1月1日までの期間、A工場に勤務していたことが推認できるが、B社は、既に解散しており、同社の元事業主は、「資料が保管されていない。」と回答している上、A工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員73人のうち、照会することができた17人からは、申立人が、申立期間中において引き続き当該事業所に勤務していたという明確な証言は得られなかったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認

することができない。

また、B社の事務担当者は、「同社では、厚生年金保険にはなかなか加入させてもらえなかった。私は、昭和26年12月1日に同社に入社したが、23か月間厚生年金保険に加入させてもらえなかった。また、私の同僚の一人は、厚生年金保険には加入させてもらえず、ほかにも厚生年金保険に加入させてもらえなかった従業員が大勢いた。」と証言している。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人は、昭和25年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、35年1月1日に、当該事業所において資格を再取得していることが確認できるところ、資格再取得時には、異なる厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたことが確認できるなど、申立人が、申立期間において厚生年金保険に継続して加入していたことがうかがえない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月1日から同年5月1日まで
② 昭和60年1月1日から同年5月1日まで
③ 平成10年3月21日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が事実と異なっていることが分かった。

申立期間①について、B社には昭和59年12月末まで勤務し、60年1月1日からはA社に勤務し、同社から給与が支給されていたので、申立期間①に係る厚生年金保険の加入事業所名を訂正してほしい。

また、申立期間②について、B社からA社に転籍した際、昇給したので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、A社の退職日は平成10年3月27日であり、その後も引き継ぎで勤務していた。また、私の所持している同年3月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与明細書、雇用保険の記録及びB社が保管する人事記録から、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが確認でき

る。

しかしながら、オンライン記録から、A社は昭和60年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、申立人と同様に、申立期間①においてB社からA社に転籍したとしている同僚も、オンライン記録から、申立期間①において、B社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、B社は、申立期間①当時、A社へ転籍した従業員を、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、B社で厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人の申立期間②における給与支給額は、各月31万3,000円であったことが確認できる一方、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、A社の元事業主は、「申立人は、平成10年3月31日までA社に勤務していたと思う。」と回答している。

しかしながら、B社が保管する人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、A社を平成10年3月20日に退職したことが確認できる。

また、申立人は、「所持している平成10年3月分の給与支払明細書において、同年3月分の厚生年金保険料が控除されている。」と主張しているが、申立人が所持する昭和59年12月分から60年5月分までの給与支払明細書から、A社は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことが推認できることから、平成10年3月分の給与支払明細書において控除されていることが確認できる厚生年金保険料は、同年2月分の保険料であったことがう

かがえる。

さらに、B社が保管する申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、その資格喪失年月日は、平成10年3月21日であることが確認でき、当該資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1357 (事案 1091 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から40年8月1日まで

私は以前、A社における勤務期間のうち、昭和38年11月1日から40年8月1日までの期間について、年金記録確認第三者委員会に対して申立てを行い、平成22年9月15日付けで、申立期間を同社における厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正する必要があるとする通知を受け取った。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額は2万円として決定されているが、私は、昭和35年に家を建てて、妻と二人の子どもを養っていたので、2万円で生活ができる状況にはなく、当時の給与月額はもっと高額であったはずである。

当時の給与額について確認できる資料は無いが、給与は月額5万2,000円であったと記憶しているので、再度調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と一緒にA社で働いていたとするその弟及び申立期間当時の複数の同僚の証言内容から、申立期間とそれより前の期間において、申立人の同社における勤務内容や勤務形態に変更は無かったことが認められること、オンライン記録において、申立人と同様に、同社からB事業所へ異動した従業員3人には、被保険者期間の欠落は確認できないことなどから、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及びii) 事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成22年9月15日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせ

んが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA社における資格喪失日が昭和40年8月1日に、標準報酬月額が2万円に訂正されている。

しかしながら、申立人は、上記標準報酬月額について、「当時の給与月額は5万2,000円であったはずである。」と主張して、当委員会に再申立てを行っているが、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、上記記録訂正前の申立人のA社における最後の被保険者月であった、昭和38年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から決定されたものであるところ、同月に被保険者であった申立人の父（代表取締役）及び兄（取締役）の標準報酬月額はいずれも3万円、弟の標準報酬月額は2万円であったことから、申立人の標準報酬月額のみが他の家族従業員と比べて低額であるという事情は見当たらない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立期間中の昭和39年10月1日には、申立人の父の標準報酬月額が3万円から7,000円に、兄の標準報酬月額が3万円から2万円に、それぞれ引き下げられたことが確認できるなど、申立人の申立期間における標準報酬月額のみが5万2,000円と高額であることは考え難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 12 月 16 日から 4 年 4 月 20 日まで
② 平成 4 年 11 月 26 日から 5 年 4 月 23 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間も冬季期間であるため勤務はしていないが、A社に厚生年金保険料を支払っていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「いずれの申立期間とも冬季期間であったため、A社が経営していたB部門を一旦退職して、自分の家が経営していたCでDの職種の仕事をしていた。」としているところ、A社は、「いずれの申立期間中の資料も、法定保存期間を過ぎているため保存していない。」と回答している上、同社が経営するB部門で総務を担当しており、オンライン記録から、いずれの申立期間においても、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる二人の元従業員は、「申立人は、季節労働者であったため、冬季期間は在職していなかった。したがって、当該期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①直前の平成 3 年 12 月 15 日及び申立期間②直前の 4 年 11 月 25 日にA社を離職したことが確認できるが、当該離職日はいずれも、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日と一致している。

さらに、申立人は、「いずれの申立期間についても、厚生年金保険料を自分名義のE金融機関預金口座から振り込んだ記憶がある。」としているものの、上記元従業員の二人はいずれも、「申立人から、厚生年金保険料が振り込まれたことも、預ったことも無い。」と証言している上、申立人名義のE金融機関預金口座記録において、いずれの申立期間においても、厚生年金保険料を振り込んだとする記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間①直後の平成4年4月20日から同年11月26日までの期間及び申立期間②直後の5年4月23日から同年11月22日までの期間については、申立人の妻の第3号特例納付の処理が行われていることが確認できるものの、いずれの申立期間についてもそのような処理は行われていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②において、申立人は当該事業所における厚生年金保険被保険者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年10月1日まで
② 昭和20年9月1日から21年10月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B工場（現在は、C社D工場）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間についても、A社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、当時の資料や年金手帳などを基に調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記載内容から、申立人が、申立期間①も引き続き、A社に勤務していた可能性は否定できないが、C社D工場は、「昭和21年以前の厚生年金保険被保険者資格取得者に係る資料は保管していない。また、申立人の勤務形態、並びに申立期間①当時の給与支払方法及び保険料控除方法については不明である。」と回答している上、E健康保険組合は、「申立期間①における加入事業所及び被保険者の記録等に関する書類は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記被保険者台帳において、「資格取得」欄に「17. 1. 1」、「資格

喪失」欄に「17. 5. 31」と記載されていることが確認できるところ、当該記録は、労働者年金保険法の施行準備期間（被保険者期間に算入されない期間）に係る記録であることがうかがえるが、「資格喪失の原因」欄には「職員」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①において、労働者年金保険法の適用とならない、筋肉労働者以外の職務に携わっていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、C社50年史、申立期間②当時の当該工場経理課長の手記及び申立人が所持する「定着証明書（引揚邦人）」等から、申立人は、申立期間②を含む、昭和20年7月7日から21年10月20日までの期間、F国（当時）G市に移転した同社の工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D工場及びE健康保険組合は、上記のとおり回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記被保険者台帳において、申立人は、昭和20年9月1日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、「資格喪失の原因」欄には「解雇」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社史粗年表を所持しているところ、当該粗年表の昭和20年8月の欄には、「H地方の空襲で工場60%焼失、生産中止、人員整理」と記載されており、上記手記には、「終戦となるや残務整理員を残して全員解雇す」と記載されている上、オンライン記録から、申立人と同様に20年9月1日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員が4人確認できる。

- 3 申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 16 日から平成 4 年 7 月 21 日まで
「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が私の記憶している給与額と比べて少額であることが分かった。

A社に入社したときの給与額は、通勤手当を含め月額 13 万 1,800 円であり、退社したときの給与額は、月額 17 万円程度だったと記憶している。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社から社会保険関係事務を受託している社会保険労務士事務所が保管する、同社に係る事業所別被保険者台帳には、申立人の被保険者資格取得時以外の標準報酬月額が記載されているが、その額はいずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成元年7月1日から4年7月21日までの期間については、上記社会保険労務士事務所が保管する月別賃金額表から、申立人の賃金額に見合う標準報酬月額は、上記被保険者台帳の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社において、申立人と同時期に勤務していた複数の元従業員の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較したところ、大きな差異は無く、申立人だけが低額であるという事情も認められない上、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。